

第 10 回

東京都推奨携帯電話端末等検討委員会

平成 30 年 6 月 25 日（月）

都庁第一本庁舎北塔 34 階

青少年・治安対策本部 総合対策部「34A 会議室」

午後 1 時 02 分開会

○青少年課長 それでは、間もなく開式となりますが、事務局からの事前連絡を行います。本日、第 10 回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会につき、お忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

本日、傍聴人はおりません。本会議の会議録は、前回同様、東京都情報公開条例に基づく非開示情報を除き、公表されることとなっております。

以上で事務局からの事前連絡を終わります。

坂元会長、よろしく願いいたします。

○坂元会長 それでは、時間となりましたので、第 10 回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会を始めさせていただきたいと思っております。本日は第 3 回目でございます。皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速でございますが、事務局から本日の委員の出欠状況について、ご報告をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の委員の出欠状況についてご報告をさせていただきます。

最初に、委員の退任についてご報告申し上げます。これまでモバイルコンテンツ審査・運用監視機構 E M A から推薦をいただき、長年当委員会で委員を務めていただき、貴重なご意見を賜りました藤川委員につきましては、推薦団体の E M A の解散に伴い、他企業へ移籍されたことから当委員から事務局に対し、委員の辞職の意向が示されました。事務局では、高度なお知見をお持ちの藤川委員に、今後も続けていただきたく、ご慰留申し上げましたが、新たな職場での職務もあるということで、藤川委員の意向を尊重させていただき、解嘱の手續をさせていただきました。現在、新たに業界団体から専門的知見をお持ちの委員の選定を進めているところでございます。

続きまして、委員交代についてのご報告をいたします。東京都公立高等学校 P T A 連合会から推薦をいただき、委員として就任いただいております高田委員につきましては、同会における副会長としての任期満了に伴い、当委員会委員を解嘱となり、新たに同会会長池本義信様にご就任されました。

本日の出欠状況でございますが、本日は田畑委員、太田委員、岸田委員が欠席でございます。加藤委員、新海委員、佐川委員は遅れておりますが、後刻参加する旨、連絡を受けてお

ります。また、石田委員につきましては急用のため、本日代理として田中委員が出席しております。

以上でございます。

○坂元会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、配付された資料につきまして、確認をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○青少年課長 それでは、配付資料について確認いたします。

配付資料は、次第、名簿、座席表のほか、第9回委員会の会議録及び資料1から資料3までを配付させていただいております。

会議録につきましては、前回委員会の後、委員の皆様の発言を書き起こし、事務局からメールにて送信し、確認いただいたものでございます。この会議録については、事前にお伝えしたとおり、東京都のホームページにおいて公開をしております。

続いて資料1、アプリケーションの推奨基準についての意見案、前回会議提出資料でございます。資料2は、東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則抄本でございます。資料3は、1枚目が東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第2条の2第2項解釈運用基準（概要）でございます。2枚目以降、表形式となっているのが、東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第2条の2第2項解釈運用基準（素案）でございます。また、参考資料として携帯電話等の解釈基準、運用基準である東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第2条の2解釈運用基準もあわせて配付をしておりますので、ご確認ください。確認の上でご不足がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○坂元会長 それでは、第10回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会の議事に入らせていただきます。

前回の委員会では、スマートフォン等のインターネット接続機器に利用者が付加できる機能、いわゆるアプリケーションの推奨基準について議論をしたところでございますけれども、事務局側よりアプリケーションの推奨基準についての意見案が示されて、各委員からのご意見をいただきまして、全員一致で事務局提案のとおりということで決定いたしましたところでございます。その後、事務局におきまして都庁の関係部署を通じまして、用語の整理や内容の重複を避ける等の立法技術的な側面を考慮していただきまして、本委員会開催までに決定し

て内容を反映した規則改正を行われて、施行をされたと伺っているところでございます。

事務局側から改正後の規則の施行について、報告をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の改正、施行についてご説明をいたします。

まず、資料1をご覧ください。こちらが前回、委員会において事務局から提出させていただいた、アプリケーションの推奨基準についての意見案でございます。

こちらにつきましては、前回の繰り返しということになりますが、事務局からは、東京都青少年健全育成条例の改正により追加された同条例第5条の2第2項「インターネット接続機器に利用者が付加することができる機能で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するものとして規則に定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる」に盛り込まれた、1に、利用者が付加できる機能、アプリケーションであること。2に、青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に役立つものとして規則の基準に該当すること。3に、青少年の健全育成上有益であることの3項目に沿って、5つの要件を上げて、本意見案を策定、提案をいたしました。

そして、こちらの内容についてでございますが、こちらは資料1にありますとおり、一部修正等ございましたが、こちらにつきまして提案をさせていただき、それぞれの要件につきまして各委員の意見を頂戴し、原案のままでご了承をいただいたという次第でございます。

その上で、こちらの原案をもとにいたしまして、都の法令関係部署とのすり合わせというものを行いまして、文言修正を行った上で規則化し、施行したというところでございます。そして、その施行した規則と申しますのが、こちら資料2、1枚めくっていただいた後でございます。

こちらの資料2が、東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の抜粋ということになっております。こちらの赤枠で囲った部分でございますが、同条例の第2条の2第2項でございますが、今回新たにアプリケーションの推奨基準として加えた部分というところになります。本規則につきましては、先日6月1日に東京都公報に掲載いたしまして、6月1日の即日施行ということになっております。こちらの第2条の2第2項につきましては、事務局案をもとに同じく5項目の要件を定めているところでございます。

各項目についてご説明を申し上げます。まず冒頭の「条例第5条の2第2項の東京都規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすものであることとする。」との記載については

記載のとおり、本基準については、第1号から第5号に認めた要件を全て備えてなければならないという意味でございます。

まず、第1号というところでございますけれども、第1号につきましてはその下のイ、ロ、ハ、ニの、いずれかの要件を満たすものであることといたしまして、まず、イでございますが、自画撮り被害の防止といたしまして、こちら法規的な書き方をいたしますと、「インターネット上で青少年が当該青少年に係る児童ポルノ等(条例第18条の7第1号に規定する児童ポルノ等をいう。)の提供を求められた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能にするなど、青少年による児童ポルノ等の作成又は提供の防止に資するものであること」。

そして、次に、片仮名のロで、自殺と犯罪誘発の防止といたしまして、「インターネット上で青少年が自殺若しくは刑罰法規に触れる行為の実行を勧められ、またはそそのかされた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等の保護若しくは監護を可能とするなど、青少年の自殺または犯罪の防止に資するものであること。」

そして次に片仮名のハで、いじめの防止として、「インターネット上で青少年がいじめを受けた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、いじめの防止に資するものであること。」

次に片仮名のニとして、「イ、ロ、及びハに掲げるもののほか、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資すると知事が認めるものであること。」の四つの態様を上げているところでございます。

第1号のイからハまでの3態様に求める共通の機能としては、青少年の未成熟な判断能力を補う機能、保護者等による保護若しくは監護を可能とするなどの機能を定めまして、それぞれ青少年による児童ポルノ等の作成又は提供の防止に資する機能、青少年の自殺又は犯罪の防止に資する機能、いじめの防止に資する機能であることにいたしました。

また、片仮名のニのイ、ロ、ハに掲げるものの他については、これらの3態様に掲げるもののほか、インターネット上の危険性として、大まかに定めることにいたしまして、こちらのイ、ロ、ハ以外のもので、さまざま青少年の健全育成に役に立つ機能を果たすことのできるアプリケーションというものを対象としているところでございます。

続いて第2号では、「青少年のプライバシーに配慮されているものであること。」と定めております。第2号につきましては、事務局からの意見案では、プライバシーを含む青少年の

人権に配慮とさせていただきますが、規則化するに当たりまして、都庁の法令関係部署との協議をしたところでございますが、基本的人権の保障、とりわけそのプライバシー以外の人権規定につきましては、憲法、その他の法令につきまして明示的に保障されるということが書いてございまして、これらを守るべきというのは、当然のことと。例えば、刑法、その他の法律につきましては、例えば、人を殺してはいけないと書いてあるというものについて、わざわざここに一生懸命全部を書くかというところでは、そこは書かないという形になってしまいますので、こちら規則において改めて定めることは要しないという形の意見を受けたというところでございます。

こちらの部分につきましては、前回、委員会において、田畑委員からの意見をご頂戴いたしまして、本委員会では、アプリケーションの推奨において検討する際には、第2号にはプライバシーのみならず、基本的人権の保護も含むものということで認識しまして、委員全員がこちらについてのその他の法令に係るものというところにつきましても、会議をして検討を行うという認識を、委員の合意事項として共有したものが前回の意見案であるという経緯もございましたので、こちらにつきましては、規則としては、法技術的な観点から、「青少年のプライバシーに配慮されているものであること。」という文言で作成をして、規則として施行をさせていただいたものでございます。

こちらはもちろん書いていないからといって、他の人権は保障しなくていいというわけではなく、それは別の法規で読み込まれているというところでございます。

続きまして、第3号につきましては、「サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に配慮されているものであること。」といたしました。

こちらはアプリケーションの導入に伴い、個人情報等が流出する危険性に対し、対策がとられているか否かということでございます。

また、条文には括弧書きでサイバーセキュリティ基本法に定めるサイバーセキュリティとの注釈がありますが、サイバーセキュリティとは、サイバーセキュリティ基本法第2条において、電磁的方式によって、記録、発信、伝送、受信される情報の漏えい、滅失、毀損の防止など安全管理のために必要な措置及び情報システムや情報通信ネットワークの安全性、信頼性を確保するために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることと定義されております。こちらを要約いたしますと、アプリを管理するサーバーに対する不正

侵入でありますとか、データの改ざんや破壊、個人情報の漏えい、ウイルスの感染に対しまして、きちんと対策がとられているかどうかということでございます。

続きまして、第4号では、「青少年に広く利用されるように配慮されているものであること。」と定めたところでございます。こちらは価格面や設定方法が易しいなど、青少年等の利用に配慮されているか否かを判断していただくというところでございます。

次に第5号でございますが、「その他知事が必要と認める要件を備えていること。」と定めています。この条文情報につきましては、第1号から第4号の要件に記載されていない基本的な要件に備える意味合いでの項目ということになっています。

例えば、マニュアル等を備えつけているかどうかということでありまして、アプリが他社の模倣品でないことなどを確実にできているかといったようなことが考えられます。

ただ、今、ご説明した第1号から第5号について、第1号ではイ、ロ、ハ、ニの各項目で基本的にアプリケーションの機能としての要件を示し、第2号から第4号については当該アプリケーションに求められる必須の要件を定めたものとして考えていただければと考えているところでございます。

以上のとおり規則化いたしまして、繰り返しになりますが、6月1日付で施行いたしております。

事務局からは、説明は以上でございます。

○坂元会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から前回の委員会です承をいたしました、事務局案を規則化して、6月1日付で施行した旨の報告がございました。これにつきまして、委員からご質問等がございましたら、挙手の上、質問いただければと存じます。いかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

(なし)

○坂元会長 事務局のご報告のとおり、この規則につきましては、6月1日付で既に施行済みということでございます。

それでは、この件はここまでとさせていただきます、議事を進めさせていただきたいと思っております。

今回、規則が施行されたということで、いよいよ当委員会といたしましては、この規則に基づきまして、申請が上がってきて、アプリケーション推奨について、基本的な考え方をま

とめていかなければならないということになりますでしょうか。

○青少年課長 はい、そのとおりでございます。

○坂元会長 前回の委員会におきましては、この考え方につきまして、事務局から何かたたき台を作成して、提出するよというお願いをさせていただいておりましたけれども、これについて、ご説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○青少年課長 それでは規則の第2条の2第2項の解釈と運用について事務局にて、素案を準備させていただきました。

それでは、資料3のこちらの1枚目でございますけれど、東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第2条の2第2項の解釈運用基準の概要でございます。内容は、評価方法について簡記をしているところでございます。

次のページをめくると、表のようなものがあるのですが、それを見る前の基礎的な事項といたったところでございます。

まず、本アプリケーションの評価につきましては、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生、それぞれの学齢別、年齢層によって、いろいろと求められる機能というものが違うと考えられるところでございますので、それぞれの学齢に応じた機能であるかを、それぞれに評価をしていただくという採点方式を考えております。そして、配点につきましては、規則の中で説明させていただきました、それぞれの機能に関する事項、例えば、児童ポルノでありますとか、自殺防止でございますとか、犯罪防止でございますとか、いじめに関するものであるとか、そうしたそれぞれの機能をどのように実現するかというところにつきまして、15点という形で評価をしていただき、そしてあとは必須要件、いわゆる人権に配慮されているか、サイバーセキュリティに配慮されているか、そして広く利用されるように配慮されているか、この項目につきましても、計15点という形で評価をしていただく。機能に関する事項と必須事項に関する項目を1対1で評価していただくということを考えているところでございます。そうしますと、合計点というのは、30点という形になりまして、それで何点がつくかと。点数が高ければ高いほど、皆さんの評価が高いとなるということを考えてるところでございます。

こちらにつきましては、特に合格点というものは現段階では決めておりません。恐らくではございますけれども、数例の推奨を何回も重ねていくことによりまして、おおむね優劣が出てくると。ともいわれる合格ラインと、皆さんとして、これがいいとか、悪いとか、と



いうラインというのが出てくるというものは一応考えているところでございますが、ただ、一般論として全てが平均以下というようなアプリケーションというものがもしあった場合、こちらにつきましては、都として推奨していかどうかということは極めて慎重に検討するというか、端的に言いますと、その場合は、ちょっと推奨は適当ではないというふうに判断した方がいいのではないかと事務局で考えているところもございます。

続きまして、資料3の2枚目以降、こちらが具体的な解釈運用というところで、点数をつけるときに、どのような視点で見るといって作らせていただいたものでございます。東京都の青少年の健全な育成に関する条例施行規則第2条の2第2項の解釈運用基準(素案)でございます。

こちら素案につきましては、表の形式で作成し、提案させていただいたところでございます。

この表の見方ですが、左から推奨基準、右側に評価の視点欄というものに分けています。

続いて縦の項目につきましては、資料3の1枚目でご説明した機能に関する事項欄ということで、必須要件欄、その他の欄ということで、若干ページがまたがる形にはなりますけれども、分けております。

こちら、推奨基準欄の機能に関する事項というのは、施行規則第2条の2第2項第1号、イ、ロ、ハ、ニに示されたアプリの目的である児童ポルノ等被害防止、そして、自殺防止、犯罪防止、いじめ防止、その他の危険性の除去が該当するところでございます。

こちら、規則ではイ、ロ、ハ、ニと4つなのに、なぜ項目が5つになっているのかといいますと、ロの部分が、規則の条文上は自殺もしくは刑罰法規に触れるということで、自殺の話と犯罪防止の話が一緒になって規定されていると。これにつきましては、実際に評価するときには、こちらは全然違う側面のものでございますので、分けていただいたほうが評価がしやすいということで、分けているというところでございます。

こちら、見る見ていただきまして、ちょっともしかすると文字が小さいのでわかりにくいかもしれませんが、太字強調しているところ、黒い太文字になっているところがございまして、こちらが大項目といたしまして、こういう視点で評価してくださいというのは、ある程度、抽象的に書いているものでございます。その下に例という形で、具体的にアプリケーションというものについて、想定され得る機能というところを、我々事務局のほうで、想像が

つく範囲で、記載をさせていただいたというところでございます。

こちらの評価の視点というところにつきましては、現時点では、どのようなアプリケーションが申請されてくるかというのは想像がつかないということで、我々としても、想像というか、論理的に多分これがあり得るのだろうというのは、ある程度網羅的に考えられるものを記載したところでございます。

この例として挙げている内容につきまして、足りないというお話がございましたら、ご指摘、ご意見をいただければと考えておりますし、あとは考え方によっては、こちらについて余り書いてしまうと、評価する人に先入観を持たせてしまうという観点からの意見もごしまししょうし、結構幅広い御意見があると考えていますので、忌憚のないご意見をいただければというところでございます。

こちらにつきましては、資料3から順番に5つの機能につきまして、例という形で書かせていただいているところでございます。こちら、また後ほど議論をしていただくときに、お時間がありますので、こちらをお読みいただければと。そして、不明な点については、ご質問をいただければと考えているところでございます。

さらにこちらを2ページめくっていただきまして、機能に関する部分というところの後でございますが、必須項目というものを用意しております。この必須要件というのは、なぜ必須と言いますが、この要件がそもそも満たされていないものは、端的に言いますと、失格になる可能性があるというものでございます。機能というのは、よくできた、ちょっとまずいといっても、その効果において、余りできがよくないといっても、その点については、場合によっては、効果が多少弱くても、普及させることに意味はあるというところはあるのですが、こちらの必須要件として挙げられております、青少年のプライバシーに配慮されていることとか、サイバーセキュリティに配慮されていること、青少年に広く利用されるように配慮されていること。この3つにつきましては、例えば、プライバシーでありますれば、プライバシーに関する法律に完全に違反しているということになりましたら、それはそもそも推奨できないですし、サイバーセキュリティというところで、個人情報が出てしまったりとか、青少年に広く利用されるように配慮されていること、そもそもこのアプリケーションは個人でしか使えない、誰にも、そもそも普及できるような形態をとっていないということであれば、そもそも推奨するための最低限の要件すら満たしていないということで、失格になり得るという項目で、必須とさせていただいているところでございます。

まず、1項目めの青少年のプライバシーに配慮されていることの必須項目欄でございます。こちらの項目につきましては、評価の視点欄におきまして、青少年のプライバシーを含む各種の人権に配慮したものであるか、そしてもう一つは、青少年の人権に係る日本国憲法・関係法律・条例に違反していないかといった二つの視点というのを書いてあるところでございます。

本項目については、繰り返しになりますが、そもそも他の法令に違反するという事になれば、他の項目がいかにか点数がよくても、推奨することはできないと考えてるところでございます。それがこの(1)ではなく、こちらの(2)の趣旨でございます。こちら法に違反するか、法令に違反するかどうかというのは、実際には、こちらの委員会での判断といえますか、技術的な判断というものが必要になってくると考えておりますので、委員の皆様から、こちらはもしかすると法令違反ではないかというところのご指摘を受けた場合でありますとか、都自身が、そのおそれがあるということ判断した場合には、専門家に確認することを考えています。

どのように確認するかということについてはありますけれども、一般論といたしまして、日本国憲法でありますとか、その他法令に適合するかどうかということについては、まずは法律の文言を見ます。そして最高裁の判例を参照できれば、それで判断をします。そして次に、国の法制局から出ている過去の事例の見解、そして各省庁の見解などを確認するという事を考えております。こちらの個別の事項がさらに憲法に適合するか。法律、条例違反であるかどうか不明であるという場合につきましては、例えば、都が存じ上げております、憲法学者等の専門家に対しまして、現在の法令、判例等に照らし合わせて、技術的に合憲、合法であることが推定されるのか。もしくは違憲、違法となることが推定されるのかというのを確認するという事を想定しております。

次に、もう一つの、ではこの違反していないという基準違反の1というのは一体何なのかというところでございますが、こちら青少年の享有する自由というものについてなんですけれども、こちら最高裁の判例のご紹介ということになりますが、岐阜県の青少年保護育成条例違反事件に関する昭和62年(あ)第1462号、平成元年9月19日最高裁判所第三小法廷判決というものがございまして、こちらの名前のおり、岐阜県の青少年保護育成条例というものについての合憲性が問われた事案というところでございますが、青少年の享有する自由

というのが、青少年の保護という立法目的から、その必要限度を超えない範囲で制限されることがあり得るということが一応こちらで判例として判示されておりまして、こうした考え方が、都もそうなんですけども、青少年健全育成条例の背景にあるというところではございます。

ただ、こちら青少年の人権を制限できるということについて、仮にこうした観点から違法であるというような話とは、また別の問題といたしまして、ある程度プライバシーというものに、より配慮したほうがいいということについては、規制目的の考えからいっても、それは当然でございます。そうした状況もございますので、2の合法、違法かという話とはまた別に、その規制が、そもそも妥当なものか。適当な範囲にとどまっているかどうか。それとも、もっと進んで、その点については、より配慮されているかと、そのプラスアルファのところがあるかどうかというものも、今度は点数で見ていただくという形で、項目を設けさせていただいたというところがございます。

続いてでございますけれども、必須項目欄（2）サイバーセキュリティに配慮されていることでございますが、こちら二つの項目を用意いたしまして、（1）サイバーセキュリティ対策に配慮したものであるか、（2）セキュリティ上のリスクが重大なものであるかとして提案をさせていただいたところがございます。

こちらにつきましては、こちらの（2）でございますけれども、セキュリティ上のリスクが重大なものであるというような状況がもしあるのであれば、こちらにつきましては、その可能性があるというご指摘がある、もしくは都自身でそのように判断したという場合には、当然でありますけれども、都による精査、外部専門家の聴取というものを予定しているところでございます。こちらは準技術的に判断される項目でございますので、こちらに違反するというのであれば、他の項目の点数がいかなるものであれ、推奨することが一応できないという形になります。いかに機能的に優れたものであっても、個人情報を行った先でまき散らしますということになれば、さすがにそれは無理でございますという話になります。

こちらにつきましては、1につきましては、サイバーセキュリティ対策に配慮する程度というものにつきましては、最低限そういった個人情報をまき散らさないといったところについて、一応クリアしている。漏えいしないというところをクリアしているというところであったにしても、それ以上の達成項目、例えばサイバーセキュリティといったものについて、不正侵入といったものについて、より高度な技術でそういったものを防ぼうとしているであ

るとか、そうしたプラスアルファの内容があるのであれば、評価するということもできるのかなと考えております。

ソフトを単体でもし、サイバーセキュリティというものが、必ずしも実現されないとしても、特定のソフトとの組み合わせで、ある程度、そこはフォローできるというようなことであれば、単体としての評価が低くても、他のソフトとの組み合わせで、ぎりぎり評価できるといったようなこともあるかもしれません。

次に、必須項目3の青少年に広く利用されるように配慮されていることということでございまして、ここは例示といたしまして、導入できる機種や、導入方法、コストなど、当該アプリケーションが青少年に幅広く利用されるよう配慮されているかを記載させていただいたところでございます。

ここはより多くの青少年に使ってもらうための工夫がされているかどうかということで、これ以外にも、いろいろな視点があるというところで、「など」と付けさせていただいているところでございますけれども、こちらにつきましては、実際に見ないとわからないというところもございまして、後はこちらは最初の必須項目の1、2と比較しまして、いわゆる、場合によっては、都による精査、外部専門家への聴取というのもあるのですが、恐らくここで必須項目としてだめだと言われるものというのは、全く普及を考えていないものという形になると考えておまして、そのようなものは最初の段階で、都が見た段階で対象としないものと落とせると考えておりますので、こちらにつきましては、外部専門家への意見聴取といったような項目を設けておりません。そこは純粋にアプリケーションの評価というものを委員の皆様方にさせていただければと考えているところでございます。

次に、評価方法、また、繰り返しになりますけど、説明をさせていただきますと、こちら機能に関する事項というのは、それぞれに0点から15点までというものを記させていただきます。Aでありますと13から15点、Bでありますと12から10点、Cだと、9から7点、Dだと6から4点、Eは3から0点という形で、それぞれの評価に応じて、恐らく5段階の中でもいろいろとその濃淡と言いますか、もっと点をつけたい、むしろ低くしたいというのがあるかもしれませんので、こちらにつきましては評価をしていただくという形になっております。

アプリケーションというものにつきましては、それぞれ機能に関する事項、それぞれアプリケーション自体にて複数の機能を提供するものというものがもしあればそのアプリケーシ

ョンについては2つの機能の平均で見ようかなと今のところは考えているところでございます。

そして、必須については、繰り返しになりますけれども、1、2につきましては、法令に違反するとか、サイバーセキュリティ上のリスクは重大ということで、一発で失格となるものというものがございましたら、他の点数がいかなるものであっても失格という形にさせていただくとともに、それ以外のところにつきましては、評価をつけていただきまして、こちらは単純に加点をしていくということを考えているところでございます。

委員の皆様方につきましては、評価の視点の他、この採点方式についてもご意見を賜りたいと考えているところでございます。

以上で、事務局で作成した素案について、説明を終わります。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

事務局からご提出いただきました素案につきましては、木曜日にメールで、一旦資料が送られてきているところかと存じますけれども、本日、欠席されておられます委員の方からもご意見をいただいているということによろしいでしょうか。

○青少年課長 こちら、メールを確認したところでございますけれども、どなたからも送られてきてはいないという状況でございまして、すみません。日程がかなり急だったということもございまして、こちらは事務局からのご提案でございまして、こちらで議論をさせていただいて、委員の皆様方から出していただいた意見もございまして、これに加えて、あと1週間程度の、こちらの会議が終わりましてから時間を設けて、欠席された委員の方々にも、本当に何かありませんかという意見を念のため、確認をさせていただくということを事務局として考えているところでございます。

○坂元会長 わかりました。まず、こちらでご議論させていただいた上で、また、メールでのお問い合わせがあると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○青少年課長 そういったところでございます。

○坂元会長 ということでございまして、まず、こちらでご議論、意見交換させていただければと存じますが、それではまず、ご質問等はございますでしょうか。

○池本委員 池本と申します。先ほど、機能に関する事項と必須要件に関する事項で、30点満点とおっしゃったと思います。合格点は決めていない。ここまではいいのですが、この3枚セットを見ると、私、勘違いしているのかわからないですけれども、15点、15点、15点が

5つあるから、合計は75点で、あと5点が4つで20点で、単純に足し算をすると、95点になるような気がするのですが、この満点30点というのは、どういうふうにご解釈すればよいのか、教えていただけますか。

○青少年課長 機能に関する事項でございますけれども、こちらそれぞれ機能ごとに、全て評価項目が15点までとつけているところがございますが、通常のアプリケーションは、こちらの機能が1つという形で来ると思われますので、その1つであれば、15点と。もし、1つのアプリケーションの機能が2つ、3つにまたがる場合には、一つのアプリケーションに対する評価ということで、三つ機能について、それぞれつけていただくんですけども、この三つのものについて、三つ機能があるのであれば、足して3で割るという形で、平均をとりまして、こちらの機能に関する事項というのは、幾つの項目にまたがったとしても、15点内の何かという形で平均をとるということを考えております。

必須につきましては、単純に5点、5点、5点の加点で15点。そして、それを合わせると15点、15点となるというようなことを考えているというところでございます。

○坂元会長 最後の知事が必要と認める要件を備えていること、この得点については、どう取り扱います。

○青少年課長 この項目については、現状では特にありませんので、今のところは0点となります。つまり、項目に含まないということにして、新規にもし出てくるということがありませんれば、そのときに、ご議論をいただくということを考えております。この項目について、そもそも必須要件寄りの話になるのか、機能要件寄りの話になるのかというのを、ちょっと今、見えていないところですから、まずはここはペンディングという扱いです。

○坂元会長 その場で議論するという想定をおられるということでしょうか。

○青少年課長 はい。それを加点方式にするのか、溶け込ませるのかということについても、ちょっと今の段階では不明というところでございます。

○坂元会長 わかりました。

他にご質問等はございますでしょうか。

○大久保委員 2点あります。1つは、直近に推奨をした、『トーンファミリー』がありますが、このときは点数じゃなくて、この運用の解釈に合っていますかという、可か不可かだけだったと思うのですけれども、今回は、5段階評価だったり、3段階評価だったり、すごく細かいなという印象があります。可、普通、不可と3つくらいのレベルじゃないかなと思うの

ですが。

もう1つは、必須条件の3つ目の青少年に広く利用されるよう配慮されている部分は、外部専門家の精査になるとおっしゃっていたのですけれども、もう一つ上の、2のサイバーセキュリティに配慮されていることも、セキュリティの専門家の精査になるのかなと思います。

東京都のサイバーセキュリティの基準に沿っているかどうかの判断は、セキュリティの専門家のほうがいいのかなど。3の青少年、2のサイバーセキュリティは、外部専門家の精査によるものなのかなと思っております。

○青少年課長 まず点数でというところにした趣旨についてでございますけれども、こちらについて、従前の推奨携帯もかなり細かくしているということについては、結局のところ、推奨携帯の場合、端末の機能というのは、限られた機能で、メーカーがこうした機能があるということが明らかになると、それなりに大きい会社が、遵法精神を持ってと言ったら怒られるかもしれませんが、そこはきちんと細かいところを気にせずとも、いいか悪いかという単純評価だけで判断できるようになるぐらいには、きちんと電気通信事業法にちゃんと合致し、その中で推奨されているものでありますとか、事業者として守らなければならない一般基準を全て満たした上で、じゃあイエスですか、ノーですかという形で、すぐ持ってこられるような状態で持ってくるのが、通常予想されるといったところでございますけれども、正直なところ、このアプリケーションというものにつきましては、誰でも作れるというのが、このアプリケーションの特徴でございますので、そこにつきましては、もう少しきめ細やかな評価というものをして、ある程度、優劣というものも細かく見て、その上で推奨判断をしなければならないのかなということで、かなり細かい基準でご判断をいただくと。そして、こちらについても、恐らく1回限りの話で判断がつくというよりは、何回か推奨を繰り返すことによって、その積み重ねで、相対評価をしながら、どこまでできるかというのを模索していくという視点から、少し細かい判断基準にさせていただいたというところがございます。

こちら、サイバーセキュリティということに関しますと、もしかすると、多分我々の表現が余りよろしくなかったというところがございまして、確かにサイバーセキュリティ対策が欠如していると、配慮したものというか、全くその配慮していないということになると、そのサイバーセキュリティそのものが欠如という話になりますし、セキュリティ上のリスクが重大なものと。恐らくこうしたものは、セキュリティポリシーに大幅に違反しているという



ことになれば、機械的に違反をするということになります。

我々が1で評価していただきたいと思ったのは、それを最低基準を超えて、こういうことがあればいいなという、加点事項のようなものがあれば、ここで程度問題で評価していただきたいという趣旨でございましたので、その意味では、ここに対策に配慮という書き方をすると、対策がなっていなかった、よく考えたら、失格ではないかという、まさに委員の先生のおっしゃるとおりでございますので、ちょっと記載ぶりを検討させていただいてよろしいでしょうか。ニュアンスといたしましては、サイバーセキュリティにおいて、より好ましいようなことがなされているのかどうかというのを、何かお話であればというような趣旨でございますので、それに適合する文言というのを探し、対策に問題があるというものについては、(2)で、全て読むというような形で整理をするという形にさせていただきますという感じでよろしいでしょうか。

○大久保委員 わかりました。

○坂元会長 よろしいでしょうか。

他には何かご質問等、ございませんでしょうか。

○長谷部会長代理 素案の作成で、事務局のほう、非常にしっかりしたものをありがとうございます。

素案の中身というか、運用解釈基準が今回これで決まってくると、推奨携帯のような流れで、恐らくアプリも実質推奨されていくのかなと思うわけなのですけれども、前々から携帯時代かやっている方たちであれば、何となく流れがわかるのですけれども、私も含めて、実際、アプリになった場合、どのような流れで推奨がされていくのかなというところ、この内容ではなく、全体的な話になっちゃうのですが、それをちょっとお聞かせ願えればと思いますが、よろしいでしょうか。

○青少年課長 わかりました。それでは、まず、この素案というものがどうなるかという流れについて、説明をさせていただきますと、その素案につきましては、事務局が提案させていただきました。そして、今のこの会議にかけましたということで、委員の皆様方の意見をいただき、そして、こちらにつきましては、欠席された方もおりますので、今のこちら、この会議が終わってから、1週間ぐらいをめぐりに、欠席された方の意見も聞きまして、修正すべきと事務局が判断したものについては修正いたしまして、解釈運用基準募集といったこともありますので、こちらにつきましては、都で修正をさせていただいて、こちらの施行をさせ

ていただくという手続をとらせていただこうと思います。

こちらの施行という形で、解釈運用基準が決まった後でございますけれども、こちらの手続というものにつきましては、まず企業から推奨という申請があった場合につきましては、書類提出を受ける前に、事務局側におきまして、企業担当者からアプリケーションがどんなものであるのかという説明を受けつつ、機能の確認、場合によっては、デモ機なども使って、どんな動きをするかというところも確認をさせていただきまして、機能の内容が、推奨アプリの要件に沿っているかどうかというのを、まずは都で確認をさせていただきたいと考えております。

ここでは、委員の皆様方に後ほど議論していただくというところもございますので、非常に簡単な確認というのをさせていただきたいと考えております。

基本的にも申請があったアプリにつきましては、一見として、もう違法性が高いでありますとか、青少年の健全育成にふさわしくないといった一見して要件に該当しないと認められるもの以外は、こちらの委員会に諮って、判断をいただきたいと考えているところでございます。

こちらで最低限の機能を満たしているということで、企業と一緒に確認できたというものにつきましては、正式に企業から申請書類というものがこちらに参りまして、それを受け付けてまして、こちらの委員会に諮るという形になります。

委員会の開催というものにつきましては、当委員会の運営要綱というものによりまして、青少年・治安対策本部長が必要と認めたときに開催すると規定されております。

申請が1件、1件といいますか、もし大量に来たらまとめてということになるかと思っておりますけれども、こちらは受け付けた段階で、委員会の開催ということで、委員の皆様方に日程調整のメールでありますとか、電話での連絡をさせていただくということを考えております。

審査のための委員会の議事というものにつきましては、申請企業が、まず、こちらに参りまして、このアプリケーションというのは、こんな機能を持っています、これは青少年の自撮りを防止するために、これだけ役に立ちますといったようなプレゼンテーション、企業によっては映像なども利用して、こんなふうに動かしますというのを実演してくれるかもしれませんが、そういったプレゼンテーションと、委員の皆様方から、その企業に対します質疑というものを行った後に、こちらの解釈運用基準の表に基づきまして、皆さんそれぞれの知見に基づきまして、ご評価をしていただくという手続をとるというところでござい

ます。

こちら、委員の皆様にも、いろいろとご意見、かなり視点によって異なるという評価が出てくると思われませんが、そちらにつきまして全て総合いたしまして、議論をしていただきましてと。そして、その意見に基づきまして、最終的には結論、そして、その結論に至るまでの議論の経緯というものを、こちらのほうで整理させていただき、推奨の有無を、最終的には、知事が判断するといった流れになっているところでございます。

○坂元会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○井上委員 私のほうは、質問というよりも、ぜひ、吉岡委員、新海委員、池本委員のほうからご意見をいただきたいという意味で、私のほうからも少し発言をさせていただきたいと思うのですが、先ほどご覧になってきました解釈運用基準ですけれども、先ほども説明がありましたように、機能に関するものについては、今現時点で、4つ作ってありまして、4つがそれぞれ評価の視点が1、2、3となっていて、青少年自身に対する見方、それから保護者に関するもの、その他というふうにそれぞれ作ってあるという構造になっています。その上で、青少年の部分も、基本的なベースはそれぞれありつつ、それぞれに特有のものを加えるという形で、少しずつ表現が違っていると表現が作られているとなっています。保護者の部分についても、同様な観点から、作り込みをしているという部分になっています。

我々、事務局のほうで、解釈運用基準を作るに当たって、そもそもどういうアプリが出てくるのだろうかというのが、なかなか正直言ってイメージがわからないという部分があって、わかりやすく言うと、例えば、児童ポルノの部分で見ていただくと、(1)のオの部分、児童ポルノ等被害防止のため、相談窓口等の教示、誘導を行うと。この教示の部分に、言ってみれば、アラーム機能的な部分を想定したものを、少しここでイメージしているという部分があるのですが、一方で、判断能力を高めるというのは、学習機能的なものも考えている。ですから、大きく分けると、学習機能的なものとか、アラーム機能的な部分、あるいは混合したものとか、あるのかなとは思いますが、それでお聞きしたかったというのは、保護者の立場からご覧になるときに、どういうふうな機能のものがあればいいのかというふうなことをお考えになるときに、青少年視点、あるいは保護者の視点で、こういう機能というのは、これだと読み込めないとか、こういう機能があったほうがいいのではないのかとかいう部分がありなのではないかと思ひ、特に保護者の立場からお聞きしたいというのが1点です。

それからもう1つ。資料3の左上の肩にありますように、小学生低学年・高学年・中学生・

高校生と分けています。例えば、あるアプリ会社が、「これは小学校低学年向けです」、あるいは「小学校低学年以上向けです」と言っているときに、当然多分に学習機能だとすれば、低学年には向いてるかもしれないけど、中学生、高校生になると、何かすごいこれは余りにも簡単過ぎるという部分になるかもしれないので、そういう意味で、申請時点で、申請時点をターゲットにした内容としてどうなのかというのをご判断していただくという部分を想定しているところなのですが、そういう意味の低学年用の、例えばアラーム機能のレベル感と、高校生とはまた当然違うだろうなという部分、それぞれで、そういうふうな高校生を視野に置きながら、ご判断していただくというようなことをイメージしている。解釈運用基準という作りになっています。

一様に作りづらい部分があるので、それはその中で、それぞれのターゲットを想定しながら、解釈運用基準の評価の視点で評価していただくということになるので、そういうふうな視点でご覧のときに、特に保護者の立場で、その辺もどうなのかというご意見があれば伺いたいと思います。すみません、私のほうから振らせていただくのですが、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○坂元会長 いかがでしょう。ご指名がありましたけれども、すみません、私のほうから先に意見を述べさせていただきます。

学齢別の評価は大事なことになるだろうと思います。ですから、申請時点で先方が何かその指定を、すなわちこの学齢でお願いしますということを、こちらからも求めるということをご想定しておられるということでしょうか。

それで小学校高学年なり、中学校なりと指定してこられますが、広く言ってこられた場合、どこを想定するかによって、評価が変わるということは大いにあり得ることで、例えば、プライバシーに配慮ということにつきましては、学齢が小さければある程度管理を強めないといけません。しかしながら、高校生になってくると、反発が強くなるためなかなか難しいということになるかと思えます。ですから、学齢を踏まえた判断ということが必要になってくるのではないかと思うんです。これは小学生なら認められるけれども、中学生、高校生となると苦しいという評価です。最終的には、ある学齢だったら推薦できるけれども、一定の学齢以上ではちょっと推薦できないというような判断もあるんだろうと思います。ですから、先方にも、どの学齢を想定しているかを聞いて、それを申請していただいて、こちらでもそれで分けて、学齢別の判断をしていくということは、想定されるのかなというふうには思いま

す。

いかがでしょうか。

○吉岡委員 私、ちょっとこの後、所用がありまして失礼するので、先によろしいですか。すみません。

これアプリケーションということなので、例えば、子供が低学年、3年生のときにこのアプリケーションを入れて、きちんとそれを管理しないと、大きくなったときに、そのままそれが入っていたのでは、やはり機能しない、機能はするけれども、おっしゃったようにちょっと対応の年齢が違ってきたりするのかなというところもあったりとか、本当にアプリケーションに関しては、私も余り詳しくないので、どのようなものがあつたらいいかということで、先ほどもちょっと私、たまたま携帯の、パソコンからはじかれてしまうということで、それを外したら、すごいいっぱい迷惑メール的なものが、すごい勢いでこの2日間入ってきたんです。やはり、自画撮りしている画像とかもバンバン入ってきて、これが本当に子供がやっているのかどうかわかりませんが、LINEのほうで検索してねとかというのが、すごい、夜中2時、3時でもどんどん入ってくる状態なんです。そうしますと、本当にこのアプリケーションや何かで、どの程度それが、例えば、子供の端末に入れて、親への通知が来るとかということですよ、これ。こういうことが起こっていますよ的な。本当に実際そのものを見て、やってみないことには、すみません、想像がつかないのですけれども、子供たちが受け取ってしまうことというのも、考えられたりするもので、そういう加害者とか被害者とかとありますよね。加害とか被害とかということよりも、それ以前の問題で、そういうものを目にする事自体が非常に厳しいなというのを私はちょっと、今、自分の携帯を通して、実感しているものですから。

そのフィルターもしかりだし、アプリも当然入れてもらいたいのですけれども、アプリケーションが入っていたらそれが来ないのであつたら、そこで排除できるのだったらいいんですけれども、来ちゃったから来ましたよというのが、見た後で親に知らされるのか、ちょっとその辺も含め、どんなものが開発されていくのかなというところではあります。ちょっと話がそれてしまって申しわけないんですけれども。

○井上委員 以前というか、先ほどの資料2の意見案を作るときに、今日はご欠席の田畑委員のほうから、少しご議論があつた、いわゆるプライバシーの部分の話があつたかと思うのですが、例えば今、吉岡委員がおっしゃるような、アラーム機能的な部分の話は、多分、小学

校低学年レベルのアラーム機能と高校生レベルのアラーム機能は当然違うだろうと。それぞれの年齢に応じた、どこまでどこまでやるのが親としてセーフなのかアウトなのかという部分をきつとご判断していただきながら、一つ一つのアプリをどの年齢向きだったら、この内容はいいとか悪いとか、そういうふうなご判断をしていただくという部分があるのかなという部分と、それから、ただいまの吉岡委員の、例えば、小学校低学年向けだって、その子が2、3年成長したときに、じゃあそのアプリはどうなるのよという部分の話も、確かに、どうクリアするのかという課題もあるなというの、今お話を伺いながら思ったところですね。

○吉岡委員 よろしいでしょうか。すみません。

○青少年課長 補足でございますが、あくまでもここの評価の視点で書いてあるものは、例でございますので、委員の先生がおっしゃったような機能を持ったソフトが来た場合には、またそれは別の評価の視点として、例えば場合によっては、5のその他の知事が認めるものということになるかもしれませんし、それ以外にもこれに準ずるものとして、いじめの問題であれば、ここのいじめであろうし、自殺の問題であれば、そこであろうしということで、ここに項目を、そのたびごとに示させていただいて、議論をするということになりますので、ここの例について、あくまでも一例にすぎないということで、ご理解をいただければという次第でございます。

○新海委員 実際、評価する段階になって、物が出てこないと具体的なイメージが本当にわなくて、例えばこういうものがというのは、なかなかちょっと自分で考えつかないというか、アプリケーションを入れていけば、大丈夫というような過信がないことが、大事じゃないかというふうに思うのですけれども、難しいです。中学生が持っている携帯・スマホに入れたものなら、アラーム機能で知らせが来るというところで、親も手の届く、目の届くところで、親が確認できればいいのですけれども、なかなか難しい年齢の子供たち、どこまで親がストップをかけてあげられるのかというのは、本当に難しいところだとは思いますが、すみません、何と申し上げたらよろしいのでしょうか。

すみません、考えがまとまりませんで、申しわけございません。

○坂元会長 資料3の解釈運用基準でございます。この素案が出ておりまして、今もう既に議論が始まっているところでございますけれども、ご質問、ご意見、何なりとございましたら、いただければというふうに存じます。

いかがでしょうか。

○池本委員 1点確認ですが、このA、B、C、D、Eの評価ですが、これはCというのは標準とか普通というそういう認識でよろしいですか。イメージ的には。

○青少年課長 はい、イメージ的にはそうだと考えております。

○池本委員 恐らく、この(1)というのが、青少年の未熟な判断能力を補うための機能とか、(2)が保護者、(3)がその他ということで、その中をさらに細分化して、項目がありますので、それで一つ一つチェックして、それを満遍なく満点であれば15点とか、または、それぞれ全てが標準であれば、9点から7点という、そういう多分点数のつけ方をご希望されているイメージでよろしいですか。

○青少年課長 そうですね。この例があるものを全て満たす機能のものが来るということは、余り想定はしがたいところではあるのですが、もし、来た場合には、その総合評価をお願いしたいと考えているところではございます。

○池本委員 あくまでも、これは例であって、その点数のレンジが0点から15点の中に、うまく見きわめてくださいという、それが一番の指針ということよろしいのですか。

○青少年課長 はい、そうしたところでございます。

○池本委員 先ほど、言われたように、○か×かとやると、これら全部項目を○×にして、全部足し算したら、何点というのはできるのですけれども、一番多分採点する上では、それが○×方式で、○が1点で、×が0点で足し算をしたら12点というのが、一番いいのですが、今のこの条項で言うと、非常に点数のぶれが出てくるのかなと。非常にそれぞれ判断基準が皆さんばらばらであると、ある人は高いし、ある人は低いですし、このあたりがきっと非常にこの内容のこれが絶対ではなく、あくまでも、指標であると、非常に出したときに、今のお話でいくと、Cに近い9点ぐらいがこのアプリが普通なのかなという、非常に漠然とした点数になるのかな。では、その根拠はというと、非常に出しづらいのかなというところがちょっと心配かと思えます。

採点基準のところ非常に後で、自信を持ってこれを何点というのは、ちょっとそれが悩ましいのかなというところが、今ちょっと感じられました。

○坂元会長 ○×ではなくて、幅がある得点だと、自信を持ちにくいということもあろうかと思えます。ただ、○×でも、これは○か×かという、最終的なところで、必ずしも自信が持てずに、でも決定的な判断をしなければいけないということになるんだらうとは思っています。

○×の場合、結局その機能に関する事項というのは1項目だけ、すなわち、先方が指定し

てきたものについて判断するので、結局○か×かだけになってしまうわけです。

プライバシーなど、必須要件のほうは、幾つか項目がありますけれども、それでも、機能は○か×しかないので、全体的な評価の差異化は難しいところもあるのではないかと思います。ですから、総合的な判断がしにくくなるんだらうと思うのです。そのため、ある程度、ポイントの数があるようなことでないと、後で、取り扱いに困るのかなというふうに思っているところではございます。

ですから、このくらいのポイントで、判断するというところでどうかなというのが、私自身の意見ではあります。

○井上委員 私のほうからも、先ほどの部分につけ足しになるのですが、今、池本委員もおっしゃいましたように、このア、イ、ウ、エ、オというのは、例えば、自画撮りのア、イ、ウ、エ、オ、これは5項目というよりは、いずれかきつと出てくるんだらうなど。いわゆる、そう仮定をすると、いずれかの機能を持っているかどうか、それについて評価をするというような形になるのかな。この解釈運用基準を普通に探していくとなれば、いわゆるこういうふうなことでアプリを作ってくださいとメッセージを発することにもなるので、そういう意味では、こういうふうなものを作ってほしいというのが、全て盛り込まれているのかどうかという部分で、もう一度、ご覧になっていただいて、こういうような機能もあったほうがいいんじゃないのというような部分があれば、ご意見を出していただいて、例を少し増やしていくとかいう部分はあり得るのかなと。

ただ、我々が想定していないような、こういう部分もあるのかというふうな部分が出てくれば、それはその業者が出てきたアプリの目指す目的として判断をするというふうになっていくのかなというふうに思うのですけれども。

○青少年課長 補足でございますけれども、点数につきましては、もう最初の段階では、恐らく相当手探りの形で進んでいくことになるかと考えてはおります。

確たる基準はなく、正直な話、大体その真ん中ぐらいをやりまして、それに比べてよいか悪いかというのを、まずちょっと考えていただきまして、それについての理由を一言、二言お話ししていただくと。

そして、それが積み重なっていきますと、恐らくその前に評価したアプリケーションというのが、まさに大体皆さんがどのように評価されたかというのが、評価軸として作られていきますので、まずだんだんそこで、評価を、どれをどのように高くしたら、大体どういうと



ころが出てくれば、何点ぐらいになるのかという基準を、恐らく1から組み立てていくという形にせざるを得ないのかなと考えております。

仮に、その最初の段階でそうであったにしても、まさにここの会議体、非常に多様なバックグラウンドを持った方に来ていただいておりますので、多少その点について、人それぞれの評価のずれがあったにしても、ある程度それがまとまった場合には、ある意味一般社会の反映といえますか、そうした形で、そうではあっても、全体の評価が出ると。最初のうちでも評価が高い、もしくは評価が低いといったような内容は出ると思われますので、そうしたところから始めて、徐々に精緻化をしていこうというようなところで、進めていければと考えているところでございます。

○坂元会長 評価の曖昧さを少しでも改善することのために、例えば、点数に具体的な基準を付与するというのも考えられるかもしれないと思います。

例えば、Cの真ん中が8点ですが、8点というのは、当落線ぎりぎり、分岐点にあると本人が判断した場合のものとして、それを超えるほど、推薦したいと。それを下回るほど、推薦したくないというふうにするということも考えられるかなというふうに思いました。

○田中委員 質問、よろしいですか。

説明があったのを聞き漏らしたら、大変申しわけないのですがけれども、このA、B、C、D、Eという評語は、日本語に直すと何になるのでしょうか。

○事務局 Cは標準ということです。

○田中委員 普通ですか。

○青少年課長 普通ですね。

○田中委員 じゃあ、Bは良好ですか。Aは極めて良好、そういうような、我々、教育職なので、A、B、C、D、Eというと、評語というのを、例えば、教員の業績評価でしたら、優秀、良好、もう一步とか、そういうふうにA、B、C、Dでしたら、Dは奮起を期待という形で、やはりわかるような形にはしているのです、このA、B、C、D、Eもある意味、そういう名称をきちっとつけるという形がいいのかなと。

そうするとここの点数というのが、ダブルスタンダードにならないかなというのを私は危惧していて、Cの中でも、例えば、ランクがあるということで、精緻に評価ができるというメリットもあれば、ある意味ダブルスタンダードになってしまって、どちらかでもいいのではないかという意見が、もしかしたら出てくるように考えられる。そこら辺について、ちょ

っと考えを聞かせていただければと思います。

○青少年課長 おっしゃるとおり、基本的には段階別評価ということ意識して、あと、坂元会長からいただいた話のとおり、我々も心の中では、おおむね平均点ということで8点。いわゆるその中央点を平均に当たるものというふうに考えているところでございます。

ただ、その段階で確かに普通は普通ではあるんですけども、その普通の意味というのが、実はアプリケーションの場合、非常に難しい。機能的なものの場合、難しいところございまして、要は、わずかしこ効果がないといっても、恐らくそれがD、Eに当たるというところではあるんですが、実のところを言うと、それがいわゆるよく大学だと、良・可・不可というような形の段階の評価をするかもしれないですが、少ししか効果がないからといって、それがいわゆる不可とか、適当ではないと言い切れるような項目に当たるかというのが、実はちょっとわかりにくいといった状況であるので、DとEになっても、そのようなことを言えるのか。

効果が低いということで、例えばD、Eにつけても、極端な話、必須要件で、効果は低いけれども、プライバシーにおいては最上の評価は与えられるというものが出現する可能性というのは恐らくあると思うんです。恐らく効果というのはある程度ここら辺のものとトレードオフにあるような関係と言いますか、多少はあるというところではございますので、そこで考えたときに、場合によっては、こちらの項目が十分ではないと、目的に対して、ものすごくいいという評価は与えられない。普通とも言えないというようなものであったにしても、とは言いつつ、プライバシーも配慮する、サイバーセキュリティは本当に万全というような関係で、推奨に値するかもしれないというところと言うと、一応日本語でやってしまうと、普通以下というようなのは、大抵だめという評価の言葉になってしまうようなものしか、余り思いつかなかったものですから、ここはしようがないということで、アルファベットでCが標準評価であり、あとは程度の問題として、それより低いものをD、それよりいいものをA、Bという形で、実は書かせていただいたというところでございます。ご懸念の点は確かにおっしゃるとおりではあるんですけども、我々のちょっと知恵に限界があったというのが、実は正直なところでございます。

○田中委員 そうすると機能に関しては、最低限の機能を有するとか、一定程度の機能を有するとか、そういう評価軸でも、考えられるということではあるわけですね。

○青少年課長 おっしゃるとおりでございます。

例えば、Eを最低限とし、さらにそれを一步一步上がっていくという形で捉えるということになるかとは思いますが。

ここでも0点というものがついてしまったものは、機能として恐らく存在しないというものでございますので。

○重永委員 機能に関する事項のところは、もしアプリを業者のほうで作るとして、私たちが推奨判定をするかどうかという際に、全部深刻な問題ですので、やはり児童ポルノを作成するように唆すようなメールを送ってくることも防がなきゃいけないし、それが仮に、網を抜けて届いたときに、それを騙されてというか、何の判断能力もない女の子が送っちゃうとか、これも防がなきゃいけないし、そういうもの以外というのは、やはりA、B、C、D、Eでいいんですけれども、評価をするのは、やはりAが最もお勧め、これが最もお勧めですよ。こういうものじゃないと、私どもが普通にお勧めですよとか、余りお勧めではありませんだとか、余りお勧めではないですが、一応推奨基準として、D評価をつけていますだとか、余りよろしくないんじゃないかなというふうに思います。

ですから、さっき大久保委員がおっしゃっていた、○か×か、可か不可かというようなことというのは、ある程度出さなきゃいけないかなという。だから、A推奨が検討委員会の条例によって、勧めるものですみたいな、やはりこれが深刻な問題じゃなければいいんですけれども、この事項がですね、かなり深刻な事項なので、やはり漏らしているようなものがあると、よくないんじゃないかなという。

あと、もう1つは、機能推奨と、その必須要件に関する推奨と、個別に分けたほうがいいかなと。全部ひっくるめて、Aとかいうようなことじゃなくて、機能的には、A推奨ですよ。必須要件は、満たしている満たしていませんよとか、そういう2つに分けての推奨というのが、あったほうがいいかなというのをちょっと思いました。なかなか難しいことだと思います。

○青少年課長 そうですね。ある程度そこら辺については、かなり迷ったところでございます。多分その○×で言えるというのが、恐らくベストというところもありつつ、なかなかそこまで重大な問題ではありつつ、恐らく人それぞれの意見が大幅に違うということから、やはりちょっと皆様のご意見というのを均等にお聞きするという観点からも、ある程度、特に○と×でやってしまいますと、非常に意見のぶれの激しい分野であるものですから、恐らくこれ委員会として統一したものというものについて、単にA推奨、B推奨、A、B、C、D、

Eというふうにつけてはいますけれども、推奨を特にAとかBとかするということは考えておりませんので、先生方の議論の結果として、大体そのこのアプリについては、何点ぐらいの評価がついたと。それにつきましては、個別の先生はその点数をつけたゆえんというのは何かというものをご発言いただきまして、そして、最終的には、都として、これは点数の問題ではなくて、都として推奨するか否かと。委員の先生方の意見というのを全てお聞きした上で、それを全て勘案した上で、するかしないかということについては、都のほうで、まだ一元的におっしゃるとおりの、イエスカノーかという形で、都のほうで一応そちらについては、判断をさせていただきますので、そこは中途半端な推薦の仕方はしないということについては、確実にできるのかなと考えております。

あと、すみません。また、加えての話なんですけど、思いつきのような話ではあるんですが、こちらのA、B、C、D、Eについて、評価の形にしたら、いいのではという話につきまして、例えば、そのAを効果的、Bをやや効果的、Cを普通、Dやや効果が薄い、E効果が薄いというような形にすれば、効果は薄いと言えどもEの場合はあるという形になると思いますので、ちょっとこうした形の日本語で書くという形にさせていただくのはいかがでしょうか。今、口頭でお話しするというのもどうかとは思いますが、ちょっとそちらにつきましても、ご意見をいただければということで、よろしく願いいたします。

○坂元会長 さあ、いかがでしょうか。

○大久保委員 新海委員がおっしゃったように、どこまで親に通知が、どんなふうに通知がされるのか、加害者なのか、被害者なのか、青少年自身にも何かが来るのかとか、具体的なものがないと、この段階では、難しいかなと思っています。

○か×かとさっき話したのですが、○×ではなくて、○か普通か×か、三段階ぐらいかなとは思っていたんですけども。

聞き逃していたかもしれないのですが、流れとして全部で6段階だと理解しているのですが、はじめに、解釈運用基準を公表します。2つ目は、応募される方がいるけれども、その前に東京都で機能と動作を確認します。3つ目が、委員会で私たちが説明を受けます。4つ目が、応募、申請を受けます。そして、5つ目が、もう一度、委員会でプレゼンテーションを受けて、私たちが質疑をします。そして、最後に、その結果を最後に知事が判断されますという、6段階だと思ったんですけども…

○青少年課長 途中でよろしいですか。

- 大久保委員 はい。
- 青少年課長 順序としては、まず、都が判断、企業のご説明を受けて、判断をさせていただいて、その後は、こちらで委員会に諮らせていただいて、それで、委員会で審査をして、それで、推奨する、推奨しないと。
- 大久保委員 1回ですか。
- 青少年課長 そうです、委員会にかかるのは、1回でございます。
- 大久保委員 プレゼンテーションを受ける1回場で、この点数をつけるわけですね。
- 青少年課長 そうなります。
- 大久保委員 事前にこういうアプリの応募がありましたということはいただくことなく、当日、2時間ぐらいの場で決めるということになるんですか。
- 青少年課長 そうですね。機能が単純なものであれば、そうした形で原則決めていただくということになりますが、もし、お時間が欲しいということであれば、1回そのときに説明を受けて、次回にいただいて決定をするという議事の取り方もございますので、そこはそのとき、来たアプリケーションというものの機能がどのくらいのものなのかということも含めて、その議事のやり方をご検討いただくということになるかもしれません。
- 単純なものであれば、恐らくその場だと思うのですが、余りにも長大な機能を持ち、かつ論点が錯綜している場合には、その日のうちに、結論をつけられないという話は幾らでもあるかと思われますので、そこは柔軟に対応できればと考えているところでございます。
- 大久保委員 ということは、プレゼンテーションを私たちが聞いて、いざ評価するとなったときに、この評価の運用基準、解釈運用基準では、審査が難しいかとも思うことがありますか。
- 青少年課長 恐らく、そういった事態も発生し得るというのは、十分に考えてございます。実際のところ、アプリケーション、どんなものが来るのかわからない。どういうやり方でやるのかわからないという、暗中模索なところから進んでいくというところでございますので、こちら仮に一応解釈運用基準というものを現在こんな形でやっただけかという形で、事務局から提案をさせていただいているところでございますけれども、実際に来たときに、これが全く使い物にならないというときには、その場その場で、そのアプリケーションを見ながら、こちらの新たな基準というのをつくりながら、最低限推奨基準の規則に沿った形で判断していただく必要がございますけれども、具体的な例の中身でありますとか、そうしたと

ころについては、その場その場で、アプリケーションの物を見ながら、基準をそこで考えるといった形の進め方になってしまうのかなというのが一応、現状といったところでございます。

○坂元会長　しかし、何かで始めないといけないということがあって、今そこで苦しんでいるわけですけども。

○青少年課長　そうなんです。まずは始めてみないことには、これは、いろいろな方がお話しされているとおりに、まずどんなアプリケーションが来るかというところも含めて、我々まだ暗中模索という状況にあります。

○井上委員　今、大久保委員がおっしゃったように、例えば、5段階でなくて、3段階という考え方もないことはないと思うんです。今事務局のほうから、効果的、やや効果的という部分でこうやったと。最終的には、今例で示しているのは、評価の視点にすぎなくて、いわゆるその出てきたアプリに対して、かなりいいのか、まあまあ普通ぐらいなのかという部分を見ているという部分評価はその場でしていただくといいなと思うんですが。

あと、委員会の中で、それをどういうふうにするかと。例えば10人メンバーがいて、1人でもこれは絶対だめだとつけたようなアプリはだめ出しをするのかどうなのか、その辺の部分は、この委員会の中での合議というか、その辺のやり方はあるんじゃないかな。全体として、委員会がどう判断するかという部分があるのかな。それは、どうしても下がる時にどうするかということと、それから機能に関する視線と、それから必須に関するものとの視点とに、バランスが異質だといったときにどうするかという話は、そこで個別アプリごとに評価をしていくというふうになるんじゃないでしょうか。

○坂元会長　1点よろしいでしょうか。

今、少なくとも2つの論点があって、何点評価にするかという問題です。○×なのか、3点法なのか。今、原案は15点法ですよね。A、B、C、D、Eと分かれていますけれども。

○青少年課長　はい、そのとおりです。

○坂元会長　我々は、点数をつけるわけなので、15点法、15点評価ということになってきます。これを何点にするのかというのが1つの論点で、もう1つは評価の軸をどうするのか、という2つの問題があるんだと思います。

私自身の意見を申し上げれば、先ほどもちょっと申し上げたんですが、まず○×とか、少ない点数にすると、機能の評価がそれだけになってしまうということですね。これが例えば、

児童ポルノに関する機能について幾つもの項目があって、例えば10項目ぐらいあって、それに○×がそれぞれについて、最終的に○が幾つとなれば、これは10点評価ということになるわけですが、今1項目しかない状態であるわけです。そうしますと、機能に関する評価は、○か×か、あるいは○△×のどれか、こういうことにしかなくなってしまいます。今、総合評価を考えているわけですし、機能とそれから必須条件のそれぞれを合わせての評価をするときに、ある程度のきめ細やかさがないと、総合評価がうまくいかないのかなというふうには思っています。

それから、判断の軸についてなんですが、先ほど課長からは、効果的であるかどうか、すなわち、効果がある、効果が強い、効果が弱いという語提案がありました。効果という言葉が使われて、これはもともとの評価の視点が効果的な機能であるかということなので、それに合っており、それはそれですっきりしているとは思いますが、ただ、効果があるかというふうに言われると、これはある程度、客観性を含んだような感じの表現なので、やや混乱して、評価しにくいかなと一方で思うんです。そのため、この機能というのは、推奨携帯電話端末等として、推奨に足るかどうかなという観点に立ち、非常に推奨したいものから、そうでないものまで、つけるということで、これは自分自身の気持ちですので、もうちょっと判断しやすいのかなという気もいたします。このような軸でもって、また、点数で評価していくというのが一つの私の意見ではございます。

他にはいかがでしょうか。

○井上委員 会長の今のお話でいうと、一番上が積極的に推奨できる、次が推奨できる、Cというのはどちらでもないというぐらいのカテゴリー、そういうふうなイメージという。

○坂元会長 はい、そういうことです。

仮に日本語としては、A、B、C、D、Eにそういうラベルがつくとしても、我々がやることは、15点満点の評価であるということではございます。

一つの意見として、お取り扱いいただければと思います。

○新海委員 あまり、今のお話には関係ないかもしれないんですけども、保護者の立場として、東京都から推奨が出ましたというアプリケーションだと、それは安心なのかなというふうに思いますので、やはりこちらから推奨されて、東京都から認められたというのは、やはり、この5段階でいうと、A評価に値するようなものの推奨が望ましいのかなというふうに思います。

例えば、BとかCの評価が入っているものが推奨されましたというのを進んで使おうかなというより、やはりいろいろな項目において、東京都がちゃんと全ての項目をAと認めただなというふうなものの方が、やはり安心して使えますし、例えば、東京都に申請を出さない業者さんがアプリケーションを作って、世の中に出回るといこともこれから、多分増えることを想定していらっしゃるの、推奨するかどうかという検討のことを話し合っていると、それをどのように選んで使うかは保護者次第だとは思いますが、やはり評価のB、Cあたりの評価の入ったものよりは、やはり全ての項目で、A評価がとれたものを推奨していただきたいか、もしくは先ほど重永委員がおっしゃったように、この項目に関しては、これは非常に推奨できますよというような、区別がつくような評価を一緒につけて、推奨の結果を出していただくと、ありがたいなというふうに思います。

○青少年課長　そこら辺なんですけれども、実はちょっとフェーズを分けて考えて、段階を分けて考えていただく必要があるのかなと思っております、こちらにつきましては、都としては、要は東京都が自身の判断で一応推奨をします。推奨する際に、委員の先生方に、皆さんはどう思いますか、ということで意見を言ってくださいということで、そのときの意見を言うときの評価を皆さんにさせていただくということになりますので、ここで先生方がつけていただいたA、B、C、D、Eというのは、決して都の評価では一応ないという形にはなるという形になります。先生方がつけていただいた意見というものを参考にしまして、都としては自信を持って、これを○×の形で推奨する。もしくは推奨をしないという形でやりますので、そこはもちろん一つのものにつきまして意見を聞けば、いろいろな評価、高かったり、低かったりするというのは、皆さんあるというのは重々承知してはいますが、都が推奨することについては、その段階に達しましたら、我々としてはこれは全面的に推奨に値をするという形で、そこは一つの意見としてB、C、D、Eとつけた方というのもいらっしゃいましたというのは、背景としては、承知しつつも、都としてはそれも含めまして推奨をするという判断をしたという形で、都は都として、推奨ということについては一段階の判断しかしていないということについては、ご了解をいただければというところでございます。

ただ、この中の議論というのは、自由にさせていただくというのが旨でございますので、こちらにつきましては、そこで低い評価がつくというのは、当然あるというところで、人によって本当に意見というのは分かれるものでございますから、そこにつきましては、自由にさせていただくということで、お願いしたいと考えているところでございます。



○坂元会長 先ほど、ご説明されたことかもしれませんが、我々が点数をつけた後、それを集約して、その資料を見て、我々で議論をするというプロセスは想定しておられるのでしょうか。

○青少年課長 そこがもし必要であれば、行うということになるかと思います。実際のところ、我々のほうでも判断がつきかねるということになりますれば、もう一度お戻ししまして、すみませんが、もう一度ご知見をいただければと。あとは先生方の意見が余りにも離れ過ぎているという形になった場合には、もう少し中でご議論をいただいたほうがいいということになる可能性もございますので、そこもやはり動かしながら考えるということになるかもしれません。

ただ、こちらの推奨につきましては、最終的には、都が責任を持って行うという形でございますので、例えば半分ぐらい推奨みたいな形で都が言うことはないということについては、ご理解をいただければということです。

○田中委員 2点確認をしたいのですが、1点目は、まず東京都のほうで、業者さんの提案、プレゼンテーション等を受けて、これは東京都として推奨ができるなという判断をまずするわけです。その後、この会議体でこう判断するけれど、妥当でしょうかという形で、これはいいんじゃないでしょうかという形になる。そういう手続というわけではないのでしょうか。

○青少年課長 そのような手続ではございません。実際には、申請があったときには、少なくともこれは委員会にかけられる程度の、評価ができる程度のものであるかどうか、ということについて判断して、まずはお見せすると。

ここで、評価をいただいた意見と都自身がそれを見たときに、いろいろと専門的な知見では、外部有識者に聞くというのがありますけれども、そうしたことも含めて、考えられる事項を全て精査した上で、委員会からいただいた意見も合わせまして、都として、最終的には推奨をするか、しないかというのを決めるという、そういった手続になります。

○田中委員 2つ目が、今日この回で評価方法について決定するというスケジュールということですか。

○青少年課長 原則として、できる限り意見をお話ししていただきまして、その意見を受けまして、我々としてはそれを意見案としていただいたという理解のもと、こちらの解釈運用基準を決定するという形にしたいと考えております。こちらにつきましては、委員会自体でご

決定いただく事項と言いますか、こちらについての意見をお伺いして、都がこの推奨、解釈運用基準を決めるという手続になっておりますので、ここでできる限りの意見をお話しただくとともに、今回欠席の方につきましても、極力意見を出してくださいという形で今メールを送らせていただいておりますので、それもお聞きした上で、都としての判断としてこういう形にしますというのを決定させていただこうと考えております。

○田中委員 なぜ私がこのようなことを申し上げたかと言うと、我々教育庁の方で、「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」というポータルサイトがあるんですけども、そこにいじめ防止に関わるアプリケーションを開発して、そこに載せているわけですけども、もしそのアプリケーションを推奨してくださいと私どもが言ったとしたら、評価はどれくらいになったんだろうなというのがあって。そうすると、このアプリケーションはこういう機能があって、こういうふうに使ってもらいたいんですと言ったのを、例えば委員の方が見ていただいて、そうして評価軸というのが実際に、ああ、これはこうだねという感じ、なるほど、なるほどと言いながら評価軸というのはある程度合っていくのかなというふうに思ったので、もしこれがあるということがわかっていれば、事前にそういうこともできたなというのが、すごくもったいなかったなというふうに今思えて、今ちょっとお話をしたんですけど。それで、実際そのアプリケーションを見ていただいて、それで、だったらこれは、機能は絞られているけれども、すごくそれについて特化して、強力な機能を持っているねというのでもいいし、それなりに強力じゃないけれども、広くいじめについて考えられているねという同じ、深さと広さが面積として同じであれば、どちらも同じような評価が出てくる、そういうふうなイメージだったりすると、そうやってサンプルがあればわかりやすかったかなというのがあります。

○井上委員 今、お話があった、教育庁としてそれはもう表に出していらっしゃるという部分で、公として表に出していらっしゃるということからすれば、1つのメルクマールとして一定程度の、このランクで言えばB以上、言っちゃっていいかどうかわかりませんが、総合評価という部分、それを見ながら、今後、知見を持ちながら各委員の皆様方が1つの参考として、評価をしていくというのもありなんじゃないかなと。

○重永委員 それは、実際に使われている例があるんですか。

○田中委員 そうです。ダウンロード数は爆発的に多いというものではないですけども、一定程度のダウンロード数は、いただいています。

『こころ空模様チェック』とかは、メンタルヘルスをチェックできて、本当に気分が落ち込んでしまったらポチッと押すと東京都の相談センターのほうに電話ができるような形になっていたり、4コマ漫画的なものが表示されて、いじめとかSNSに起因するようなトラブル等に巻き込まれそうになったとき、あなただったらどうしますか、みたいなことを考えてもらう。だから直接的に被害を防ぐということよりも、道徳等の教材で使っていただくようなイメージで作ってはいるんですけれども、そういうものもありますし、3つアプリケーションはあるんですけれども、そのうち2つは、何となくここにかかってくるのではないかなといっても、余り知られてないという。

○大久保委員 ダウンロードしました。

○田中委員 ありがとうございます。

○重永委員 結構いいわけですか。

○大久保委員 『こころ空模様チェック』のアプリを使ってみました。2年前はすごく新鮮で、アプリで見られるというものが余りなかった。もう一社くらい他企業のアプリがあったぐらいで、すごいなと思いました。

学習コンテンツ、判断能力を高めるところでは、すごいいいなと思います。漫画もすごくわかりやすいし、無料なので、青少年に広く利用されるように配慮される点では間違いなくよいですね。

いろいろなアプリを想定していると聞いていましたので、1つの機能に特化したアプリと、幅広い機能のアプリと学習的なアプリと、いろいろあったほうがいいのかとか思います。

○坂元会長 1つよろしいですか。

先ほど、重永委員や新海委員のご発言は、こういう内容を含んでいたのかなと思っているんですけれども、それは自信を持って推薦できるものを推薦したいということです。先ほど伺いましたけれども、我々が点数で評価した後その全体的な評価の動向を見て、我々が議論をするという時間がありますと、確かにこれは推薦できるという判断ができるのかなというふうには思うところではございます。

一つご検討いただければというふうに思いますけれども。

○青少年課長 わかりました。そちらにつきましては、まさに議事進行事項でございますので、こちらで点数を受け取ったところで、皆さんがほぼ同一の方向性を向いた評価をしているというときには、恐らく必要がないということもあるかもしれませんが、そこら辺について、

多少議論をしたほうがいいという話がもしございましたら、まさにそのときに、ご発言いただきましたら、次回にさらに、その回にというのものもあるかもしれませんが、余り長くなると皆さんのご都合がその日にあるかもしれませんので、その場合は、次回に再議論の場を一応設けるであるとか、そうした形の議事進行について工夫をさせていただきたいと考えております。

○坂元会長 まだ3時まで時間がございますけれども、他にご発言はございますでしょうか。

私から少しだけよろしいでしょうか。

素案ですけれども、これにつきまして評価の視点を出されておられるわけですが、これは公表するものですよね。事業者にご覧いただくものでもあるわけなので、行き違いがないほうがもちろんいいということになるんだと思うのですが、ちょっと気になっていることがございます。まず5番ですね。青少年のプライバシーに配慮されていることというふうにあって、これは技術的な理由から、こちらの委員会ではプライバシーだけではなくて、もっと広く人権について配慮されているという案だったわけですが、技術的な問題からプライバシーということになったわけですね。そういった経緯があることから、評価の視点のほうでは、青少年の人権に配慮されているかというふうに大きくくりしておられるということだと思っております。通常からいうと基準のほうが抽象的であり、広くカバーしていて、視点のほうはそれを具体的に述べていくという形になるんだと思うんですが、今評価の視点のほうが広い範囲になっていて、やや通常でない形になっているように見えます。これは、むしろこの委員会の意見を尊重してくださったという、努力の賜物なんだろうというふうには思うんですが、ただ通常とは違う形であるということと、推奨基準のもともとの理念からいうと、プライバシーを非常に重要視しているわけですね。しかし、視点のほうは、プライバシーというのは一部になっていて、他のことに言及されているので、事業者としてはプライバシーに関してはたとえ弱くても、他のところがきちっとしていればそれでいいのかなというふうに見るかもしれないと思うんですね。そうするとちょっと基準のほうの理念とはやや違ってきってしまうということがちょっと心配なんです。

ですから、例えば、プライバシー以外の部分というのは「知事が必要と認める要件」のほうに移して、そちらのほうで評価をして、プライバシーのほうはあくまでプライバシーということで、整理するというのも一つあり得るのかなということでございます。法律の部分とか、人権の部分は、「知事が必要と認める要件」のところで取扱うということでございます。

それから、次の件なんですけど、よろしいですか。

必須要件の(2)のセキュリティに関するものなんですけれども、よく考えればわかると思うのですが、サイバーセキュリティに配慮されているかどうかというのは、趣旨としてはアプリが要するに攻撃を受けないとか、個人情報漏えいしないとか、そういう配慮がされていることだと思うのですが、ただ、ここもサイバーセキュリティを守る機能がないと、認められないのかなというふうに誤解するかもしれないというふうに思うんです。ですから、そういう誤解を避けるために、何かしら説明がもう少しあるほうがいいのかなというふうに思います。そそっかしい業者だと、そういうふうに誤解する人もいるかもしれないと思います。

それから、もう一つが必須条件、これは今回初めて出てきた言葉だと思うのですが、ご説明はよくわかったのですが、ただ、例えば(3)の「青少年に広く利用されるよう配慮されていること」ということがあって、例えば値段が安いとか、そういったことがありますよね。うちのは余り安くはできないということで、ちょっと高目に設定するとすると、必須となっているという、どうしてもだめかなというような誤解を生まないか心配でございます。「必須」はかなり厳しい言葉で、絶対に満たさないといけないということですので、それが申請を妨げないかなというのをちょっと心配するんです。例えば、「適格条件」とか、そんな言葉を使うことも可能かなと思ったりもいたします。

以上でございます。

他にはございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

ということで、この素案につきましては、今のこの委員会での意見と、欠席の委員ですね、そちらについてお問い合わせをくださって、それを踏まえて、ご検討いただくということです。

次回、検討していただいた素案をお出しくくださるということになりますのでしょうか。それとも…。

○青少年課長　こちらは恐らく、今後の進め方として、2つございまして、こちらでいただいた意見と、欠席された方の意見をあわせて、我々で修正し、できる限り早いうちのアプリケーションの推奨を受けて、あと、その場合は、それを見ながらまさに、ご意見をいただいたように修正をしていくと。実際のものを見ながらでないと、なかなかイメージがつかめないというのがあるのでありますれば、我々のほうに事務的にある程度、当面の仮案的なところ

はもう既に任せていただいて、このまま出してしまった後で、来たものに対応しながら、直していくというのがまず一案。

もう1つは、そうは言っても、ある程度固めておいたほうがいいだろうということで、もう一度、お持ちした上で、もう一回決定をして、それから推奨を待つというやり方の、多分2パターンがあるというふうに思われます。こちらにつきましては、まさに進め方というところでありますけれども、実際はこちらに出席していただいている方にお諮りをするということにしたいところがございますが、委員の皆様方としては、いかがでございましょう。どちらのほうがよろしいというところでございましょうか。

○坂元会長　いかがでしょうか。

○大久保委員　今日いっぱい意見が出たので、この素案をもう一度、事務局のほうでまとめていただいたものをメールで見させていただけたらと思います。特に田畑委員と佐川委員が欠席ですので、今日の意見をまとめたものをメールで見させていただければもう一度、これを見直すための委員会を開催するまでではないのかなと思います。

○長谷部会長代理　そうですね、今日は非常にたくさんの意見が出たと思いますし、注意すべき点とか、坂元先生からもご指摘があつて、私も非常にそう思うところなのですが、そういうふうになっているかどうかの最終の確認ぐらいはさせていただいたほうが、納得感があるかなと思ひまして、ですから、今日の意見に沿った素案を修正いただいたものを確認というような形ぐらいで、メールで見させていただいて、もし、何かそこに齟齬があれば、それはもちろん意見は出すかもしれませんが、これだけ意見は出ていますので、それに沿った形で、こういうふうにしましたみたいな形のコメントつきで、出していただければ安心かなと思いますし、あとは、これはやはり進めていかないとなかなかこの先これを作るだけで、時間がどんどん経ってしまう気がしますので、まずは、一旦そういう形で進めればよろしいんじゃないかなと思います。

○坂元会長　よろしいでしょうか。電子メールで確認させていただければということでございますけれども。

○青少年課長　それでは、事務局からの提案ではございますけれども、これから2、3週間をかけて、こちらの修正案を行ったり来たりといたしますか、我々としてちょっとこんなふうに直してみました、ご意見をいただきたいですということで委員の皆様、一旦戻させていただきまして、何回か往復をさせていただきながら、案を作り、大体先生方の意見が出尽くし

たかなというところで、その案で、こちらのものを外に出させていただくと。そして、次回の会合では、これを完成したものをお見せいただきまして、また、場合によっても、そこでもやはりここを変えたほうがいいんじゃないかという議論になりますれば、また、さらに変更していったって、最初のアプリケーションの審査が来ればという形でやっていくと。

そのときにも、アプリケーションの態様によっては、この基準というものが全く機能しないことも考えられますので、その都度、それを見ながらやっていくというような形で進めさせていただくということで、よろしいでしょうか。

○坂元会長 ありがとうございます。そのような形でお願いいたします。

終了時間を過ぎております。大変申しわけありません。どうもすみませんでした。

以上をもちまして、本日の議事については、終了とさせていただければと存じます。

事務局から最後に何か確認等をすることはございますでしょうか。

○青少年課長 それでは、次回については未定ではございますが、アプリケーション申請に係る企業側のプレゼンテーションという形になるかと思えます。

こちら、2、3週間で、こちらの解釈運用基準を表に出したということになると、申請が始まりますので、こちらの申請を受けまして、基準を公表する前に、事務局側において申請書類であるとか、申請要綱等を確定いたしまして、その後の公表と募集という形になります。こちらにつきまして、こちらの解釈運用基準を確定し、また、その後いろいろ事務手続で時間がかかりますので、いつごろという話は今の段階では確定できないところでございますけれども、日程調整をさせていただきまして、また、開催日を決定して、ご連絡をさせていただきたいと考えております。

そのアプリケーションの推奨について、事前に情報をいただきたいというお話もございましたが、そちらをそもそも情報をお知らせするのをどのタイミングにするのかとか、そして場合によっては企業秘密等の関係で、事前に本当にお知らせできるのかという問題点もございますので、こちらにつきましては、実際に来たときにどのようにするかというのは、またご相談をさせていただきます。

○大久保委員 事前にお知らせをしてほしいというのは、プレゼンテーション当日いきなり、その場で初めて見るというよりも、事前資料ということで、前日でもいいのでいただきたいという、そのぐらいのレベルです。

○青少年課長 わかりました。

○大久保委員 当日、資料も初めて見るというよりは、一日前でもいただけたらということですので。

○青少年課長 わかりました。その点も含めまして、進め方の検討をさせていただきます。

こちらにつきましては、後日改めて日程調整をさせていただきますして、開催日を決定してご連絡をさせていただきます。

本日は、お忙しい上に、非常に暑い中、第10回検討委員会に参加していただきまして、どうもありがとうございました。

長時間ありがとうございます。

すみません。加藤先生ちょっとご挨拶を。すみません、失礼しました。

○加藤委員 遅参いたしましたして、2時に到着ということで、1時間遅刻、授業を持っているものですから、やってから伺いましたので、東京の私立中高協会の広報部の副部長の加藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ちょっといいですか。アプリケーションのことで、具体的にという話があったのですが、自分のイメージしているのは、こんなのでいいのかどうかという話なのですが、アプリケーションというのを入れると、まず例えばメールを送ると。メールを送った文章を事前にそのアプリケーションが判断をして、これはいじめにつながるかもしれないというふうに、ポップアップが出てくるとか、もうシャットアウトするとか、そういうことをイメージしているというふうに理解してよろしいのですか。

○青少年課長 そうしたものもあり得ると考えています。

○加藤委員 という感じですか。わかりました。

それから、もう一つ。そのアプリケーションの設定のところのことを心配していたんです。例えば、保護者が設定するとか、本人が設定するとかあるかもしれない。結構子供たちは、勝手に設定を解除したりするものですから、そのところだけがちょっと心配だったので、どこかに入れていただけるとありがたいです。

○青少年課長 そこら辺が、フィルタリングを含めて、みんなの悩みの種というところではございますので。

○加藤委員 すみません、遅れてきたので、さっぱりわからなくて、申しわけございません。

○青少年課長 そこも含めまして、いろいろとご検討いただければということで、ぜひよろしく願いいたします。



○加藤委員 ありがとうございました。

午後 3 時 09 分閉会